

令和6年度放課後子ども教室参加児童の募集

放課後子ども教室とは、子どもたちに放課後の安全・安心な活動場所を提供し、様々な学びや体験活動を通して生きる力の向上を目指す事業です。

子どもたちが地域の人々と関わりながら、家庭や学校だけでは得られない体験の場の提供を目指すとともに地域の人間関係づくりの契機とします。

このご案内には、入級申込みに関する手続きなどについて、重要なことが記載されています。入級を希望する方は、必ず記載内容を確認のうえ必要な手続きを行ってください。

1 申込期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月28日(木)まで

※4月からの入級希望の方は、この申込期間内にお願ひします。申込み期間以降については、受入上限に満たない放課後子ども教室にて随時入級申込みを受け付けます。

※申込者が定員を上回った場合は、「抽選」とさせていただきます。

2 申込先

匠瑛市教育委員会学校教育課指導班 または 下記の各放課後子ども教室

名称	設置場所	連絡先	定員
吉田放課後子ども教室	匠瑛市吉田 4020 (吉田小学校内)	080-8037-0296	40名
豊和放課後子ども教室	匠瑛市大寺 1492 (豊和小学校敷地内)	080-8037-0295	40名
八日市場放課後子ども教室	匠瑛市八日市場イ 2311 (八日市場小学校内)	080-8037-0294	40名

3 申込みに必要な書類 (学校教育課または各子ども教室にあります。)

「匠瑛市放課後子ども教室利用申込書 (健康状態等調査表)」

※全児童、1人につき1部提出して下さい。

※申込書裏面の健康状態等調査表には、健康状態、生活面等で不安なことや心配なことを詳しくご記入ください。

4 放課後子ども教室への参加について

(1) 参加資格

- ・放課後子ども教室を開設する小学校に在籍する児童

(2) 参加制限

- ・児童に感染症疾患があると認められた場合 (医師の登校許可が出た場合は制限解除)
- ・児童が健康その他の理由で子ども教室の活動に耐えられないと認められた場合
- ・その他、管理運営上不適切と認められる場合

(3) 参加の取り消し

- ・上記の参加資格を失った場合
- ・上記の参加制限の何れかに該当した場合
- ・負担金を納付期限から2ヶ月滞納した場合

5 開設時間

学校の授業日の下校時から午後6時まで

6 休止日

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 祝祭日
- (3) 県民の日
- (4) 夏季休業、冬季休業、年度末・年度始め休業
- (5) その他災害などによる臨時休業日

※土曜日、日曜日、祝祭日に学校行事がある場合も休止とします。

7 台風等荒天時の放課後子ども教室の対応

台風等荒天時（暴風・大雨警報が発令された場合）の対応については、次のとおりです。

- (1) 放課後子ども教室開校時間前に警報発令された場合
 - ・原則休校となります。（学校の対応に合わせてます）
- (2) 放課後子ども教室開催中に発令された場合
 - ・保護者に連絡し、早急に迎えに来ていただきます。

8 負担金

1人1月 3,000円

※活動等に必要となる費用が発生した場合は別途自己負担とします。

9 負担金の納入について

- (1) 負担金は、利用した翌月の月末（※12月は27日）に利用実績に基づき口座振替させていただきます。
- (2) 口座振替ができない場合は、納入通知書により現金納入となります。納入場所は、
①市内金融機関 ②市役所会計課 へ納入してください。
※納入できる市内金融機関は、「千葉銀行」、「千葉興業銀行」、「京葉銀行」、「銚子信用金庫」、「ちばみどり農協」、「銚子商工信用組合」です。

10 負担金の免除

生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する児童に係る負担金を免除します。

11 保険の加入

匝瑳市在住の児童は、医療費の助成が受けられますので、放課後子ども教室で傷害保険には加入しません。

1 2 一日の過ごし方について

時 間	内 容	
14:15	開校準備	管理員、地域ボランティアが開校準備を始める
14:40	開 校	参加児童の出席確認
14:45	宿題・自主学習	管理員、地域ボランティアによる指導、支援、監督
	体験活動	
	自由遊び	
18:00	閉 校	管理員が保護者に引き渡しをする。

※学校の日程により開校時間や内容を変更する場合があります。

1 3 保護者への諸注意

- (1) 帰宅時の児童の安全確保のため、放課後子ども教室終了時に必ず保護者の方のお迎えをお願いします。
- (2) 都合で保護者以外が迎えに来る場合は、事前に必ず管理員に連絡してください。その場合、保護者と確認がとれない限り引渡しは行いませんので御了解ください。
- (3) 放課後子ども教室を休む場合は、当該子ども教室管理員に必ず連絡をしてください。
- (4) 放課後子ども教室を退級する時は、早めにその旨を連絡してください。
- (5) インフルエンザ等の感染症の流行に伴い、感染した児童はもちろん、学校が途中で早帰りになったり、学級閉鎖になったりした場合、感染症の拡大を防ぐため、早帰りや学級閉鎖のクラスの児童は放課後子ども教室の利用はできません。
- (6) 利用申込記載事項（住所・保護者勤務先等）に変更があった場合は、必ず放課後子ども教室管理員へお知らせください。